

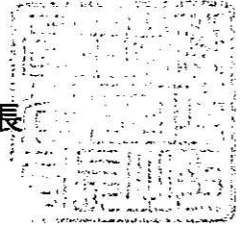


医政発 0618 第 3 号
平成 26 年 6 月 18 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長



厚生労働省医政局長



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について

先般お知らせしたとおり、平成 26 年 2 月に一部の医療機関において、消費税率引上げ分の転嫁を拒否する事案が発生し、公正取引委員会から消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）第 4 条の規定に基づく指導が行われました。これを受けて、同月 26 日付け医政総発 0226 第 1 号により、貴管下の関係機関等に対して、平成 25 年 12 月 26 日付け医政総発 1226 第 1 号を再度周知いただくとともに、法の遵守について適切な指導等をお願いしたところです。

しかしながら、この度、別添のとおり、山形市立病院済生館において、医療材料等を納入する事業者に対して、消費税率引上げに対応する約 1.5% の値引きを要請する事案が発生し、公正取引委員会から法第 6 条第 1 項の規定に基づく勧告が行われました。医療機関に対して公正取引委員会が勧告を行うのは、今回が初めてです。

今般の消費税率引き上げにおいては、消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったとき等）を禁止するための法を整備するとともに、転嫁拒否等の調査・指導のため、公正取引委員会、中小企業庁では、合わせて 600 名程度の臨時増員が行われているほか、転嫁拒否事案の把握を目的に、中小企業・小規模事業者等全体に対して、悉皆的な書面調査を実施するなど、政府一丸となって、転嫁拒否に係る監視・取締りを実施しているところです。また、公正取引委員会、中小企業庁及び各省庁においては、引き続き、転嫁拒否に対して迅速かつ厳正に対処するとともに、公正取引委員会においては、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、勧告・公表を積極的に行うこととしております。

こうした事情を踏まえ、貴職におかれましては、医療機関における消費税転嫁に関する違反の再発防止の徹底のため、管下の行政機関に対して、平成 25 年 12 月 26 日付け医政総発 1226 第 1 号を改めてご周知いただくとともに、法の遵守について適切に御指導をいただきますようお願いいたします。



山形市（山形市立病院済生館）に対する勧告について

平成26年6月17日
公正取引委員会

公正取引委員会は、山形市が設置する山形市立病院済生館（以下「済生館」という。）に対し調査を行ってきたところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反する行為が認められたので、本日、消費税転嫁対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、同市に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

名 称	山形市（山形市立病院済生館）
所 在 地 （済生館の所在地）	山形市旅籠町二丁目3番25号 （山形市七日町一丁目3番26号）
代 表 者	市長 市川 昭男
事業の概要	病院事業

2 違反事実の概要

- (1)ア 山形市は、条例に基づき済生館を設置し、病院事業を行う事業者であり、済生館で使用する医療材料について納入業者（このうち、資本金の額が3億円以下である納入業者を「特定供給事業者」という。以下同じ。）から継続して供給を受けている。
- イ 山形市は、済生館において使用する医療材料について、4月から9月までの期間を上期、10月から翌年3月までの期間を下期とし、半年ごとに納入業者と価格交渉を行って、各期間における納入価格を決定していた。
- (2) 山形市は、消費税率引上げに対応するため、平成26年度上期の医療材料の納入価格（消費税を含まない価格をいう。以下同じ。）について、平成25年度下期の納入価格から引き下げることとし、平成25年度下期の納入価格から次のア又はイにより算出した率を乗じた額などを減じて算出した医療材料ごとの目標値を定めた旨を、平成26年1月に医療材料を納入している納入業者に文書で通知した。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所消費税転嫁対策調査室 電話 022-217-4260（直通） 公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室 電話 03-3581-3378（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

ア 特定保険医療材料(注)は、消費税率引上げ分の3パーセントから平成26年度診療報酬改定による消費税対応分の0.09パーセントを控除し、それに2分の1を乗じて算出した率である1.455パーセント

(注) 特定保険医療材料とは、保険医療機関及び保険薬局における医療材料の支給に要する平均的な費用の額が、診療報酬とは別に定められている医療材料。

イ その他の医療材料は、消費税率引上げ分の3パーセントに2分の1を乗じて算出した率である1.5パーセント

(3) 山形市の前記(2)の行為は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品の供給に関して、商品の対価の額を当該商品と同種又は類似の商品に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むものである。

3 勧告の概要

(1) 山形市は、済生館において平成26年4月以後に特定供給事業者から供給を受ける医療材料の納入価格について、平成25年10月から平成26年3月までの納入価格から、平成26年4月1日の消費税率引上げ分の一部に相当する額を減じて定めないこと。

(2) 山形市は、今後、特定供給事業者から受ける商品の供給に関して、商品の対価の額を当該商品と同種又は類似の商品に対し通常支払われる対価に比し低く定めるよう要請することにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むことのないよう、職員に勧告の内容について周知徹底するとともに、消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備のために必要な措置を講じること。

(3) 山形市は、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置について、特定供給事業者に通知すること。

(4) 山形市は、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

1 本件の概要

参考

山形市
(特定事業者)
(自市内に「山形市立病院済生館」を設置して
病院事業を行っている地方公共団体)

<平成26年度上期の納入価格の決まり方>

納入価格＝目標値となるよう価格交渉
決まった納入価格に消費税率8%を加算

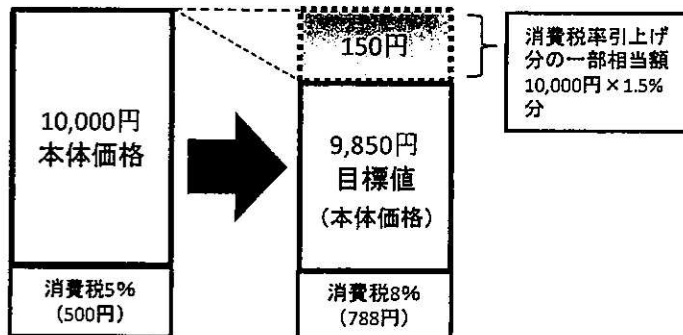
$$\text{目標値} = \text{平成25年度下期の納入価格} - \text{値引額} \\ \text{・消費税率引上げ分の一部相当額など}$$

1 平成26年1月、消費税率の引上げに対応するため、山形市立病院済生館において使用する医療材料について、平成25年度下期の納入価格から引き下げることにし、平成25年度下期の納入価格から以下の率を乗じた額などを減じて算出した目標値を定めた旨を、医療材料を納入している納入業者に文書で通知した。

- ・ 特定保険医療材料は1.455%
- ・ その他の医療材料は1.5%

2 医療材料の納入価格を、当該商品と同種又は類似の商品に対し通常支払われる対価に比し低く設定することにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒んだ。

(本体価格10,000円のその他の医療材料の場合)
平成25年度下期 平成26年度上期



勧告の内容

○医療材料の納入価格について消費税率引上げ分の一部相当額を減じて定めないこと

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備を行うこと

など

山形市立病院済生館で使用する
医療材料を供給する納入業者
(特定供給事業者25社)



医政総発0226第1号
平成26年2月26日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の
是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について

標記につきまして、平成25年12月26日付け医政総1226第1号厚生労働省医政局総務課長通知「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について」により、貴管下の関係機関等への周知、指導等をお願いしたところです。

今般、一部の医療機関において、平成26年4月の消費税率引上げ等に対応するため、診療材料等を納入する事業者に対して、一律に3%以上の納入価格引下げを要請し、その一部を受け入れさせる事案が発生し、公正取引委員会の指導が行われました。

貴職におかれましては、貴管下の関係機関等に対し、上記の通知の内容について改めて御周知いただくとともに、法の遵守について適切に御指導いただきますようお願いいたします。
（別添資料「地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する要請について」を御参照ください。）

なお、本通知と同日付けで、厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について」を都道府県、保健所設置市及び特別区あてお送りしておりますので、併せて御配慮いただきますようお願いいたします。

各 都道府県
保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を
阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、その内容を解説した下記のガイドラインが公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対し下記の要請文書が発出されています。

責職におかれましては、貴管下の関係機関等に対し、消費税転嫁対策特別措置法及び下記のガイドラインが遵守されるよう適切なご指導をいただくとともに、下記の要請文書やパンフレットの周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日 財務省）

経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成25年11月付け20131008中第5号、公取取第238号経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知）
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成25年11月15日付け消表対第522号消費者庁表示対策課長通知）

パンフレット

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成25年10月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成25年10月 中小企業庁）

以上

地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する要請について

平成26年2月26日
公正取引委員会

公正取引委員会は、地方公共団体が設置する病院に対する消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査結果を踏まえて、平成26年2月24日、関係団体に対し、病院を設置する地方公共団体等が同法の適用対象となること、同法を遵守することを会員に対して周知徹底するよう要請した。

1 調査結果の概要

- (1) 公正取引委員会は、消費税の転嫁拒否等の行為に対する調査を行ってきたところ、地方公共団体が設置する病院が、本年4月の消費税率引上げ等に対応するため、診療材料等の納入業者に対して一律に納入商品の価格を3%以上引き下げる旨を要請し、これを一部受け入れさせていたという事実が認められた。
- (2) この行為は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するものであり、公正取引委員会は、平成26年2月20日、前記(1)の病院を設置する地方公共団体に対し、同法第4条の規定に基づき、引き下げた納入商品の価格を引下げ前の価格まで引き上げるとともに、引下げ時に遡って当該価格を適用すること等の指導を行った。

(注) 「診療材料等」とは、注射針、ガーゼなどの医療現場で用いられる消耗品及び血液等の検査に使用される薬品をいう。

2 要請の概要

前記1の調査の結果、病院を設置する地方公共団体が消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項第2号の「特定事業者」に該当し、指導の対象となったことから、公正取引委員会は、平成26年2月24日、公益社団法人全国自治体病院協議会に対し、病院を設置する地方公共団体等が同法の適用対象となること、同法を遵守することを会員に対して十分に周知徹底することを要請した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局取引部取引企画課 電話 03-3581-3371 (直通) ホームページ http://www.jftc.go.jp/
--

3 その他の公正取引委員会の対応

- (1) 公正取引委員会では、ホームページ上の「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」コーナー（下記参照）に病院（地方公共団体が設置する病院等を含む。）の設置者が消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者該当し得る旨を掲載し、周知を図った（参考「1 消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問（抄）」参照）。

「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」コーナー

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-FAQ.html>

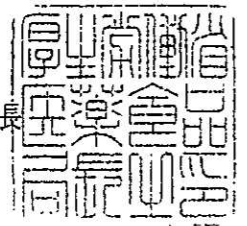
- (2) 本年4月の消費税率引上げを控え、これから事業者間の価格交渉がより活発になると考えられる。そのため、公正取引委員会は、今後も、情報収集や調査を積極的に行い、違反行為が認められた事業者については迅速に指導するとともに、重大な違反行為があると判断された場合には、勧告を行い、違反事業者の名称を公表するなど、厳正に対処していく。

医政発 0226 第 2 号
薬食発 0226 第 4 号
平成 26 年 2 月 26 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長



医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について

御承知のとおり、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率を、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % に引き上げることが確認されました。

貴職におかれましては、下記の点について御理解頂き、合わせて貴管下の関係機関等に対し、周知徹底されますようお願いいたします。

記

1. 医薬品等に係る消費税率引上げへの対応について

(1) 医療機関等が購入する医薬品、医療機器等（以下「医薬品等」という。）

については、消費税が課されているので、医療機関等がこれらを購入するに当たっては、今回の引上げ分も含め、これを負担すべきものであること。

(2) 医療機関等が購入する医薬品等に係る消費税負担の増加分については、本年4月の診療報酬改定において補填される予定であること。

(3) 医薬品等については、国民医療に支障が生じないように、安定的に供給される必要があり、製造販売業者等に対し、医療機関等にこれを適切に供給していくよう、別途、指導しているところであるが、消費税率引上げ前において、例えば、一部の医療機関等が限度を越えた在庫の積み増しを行うならば、結果的に、医薬品等の供給不足等をきたすおそれもあるので、慎重に対処いただきたいこと。

2. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について

平成25年10月1日から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が施行されているところ、買ったときなど、特定事業者(商品等の買手側:医療機関等)が特定供給事業者(商品等の売手側:納入業者等)に対して、消費税の転嫁を拒否する行為については、消費税転嫁対策特別措置法において規制の対象となることにも留意されたいこと。

注1) 例えば、特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為は、買ったときに該当するおそれがある。ただし、当事者間の自由な価格交渉の結果として、新薬価への対応を行う場合や、原材料価格等の下落を対価に反映させる場合など、合理的な理由がある場合については、ただちに、消費税転嫁対策特別措置法上の問題とはならない。

注2) なお、消費税転嫁対策特別措置法の詳細については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」(平成25年9月公正取引委員会)を適宜参照されたい。